

東京二十三区清掃一部事務組合一般廃棄物処理基本計画 改定検討委員会設置要綱

平成 21 年 3 月 18 日副管理者決定

20 清総企第 416 号

平成 25 年 10 月 16 日副管理者決定

25 清総企第 386 号

改正 平成 30 年 2 月 8 日 29 清総企第 448 号

改正 平成 30 年 4 月 27 日 30 清総企第 49 号

（目的）

第 1 条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条第 1 項に基づく、東京二十三区清掃一部事務組合（以下「一部事務組合」という。）一般廃棄物処理基本計画の策定に当たり、23 区の共同処理としての一般廃棄物の中間処理について、各区の施策との整合性を図り、23 区全体として効率的で効果的なあり方を検討するため、一般廃棄物処理基本計画改定検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

（検討事項）

第 2 条 検討委員会は、一般廃棄物処理基本計画改定に関し必要な事項について検討を行う。

（委員）

第 3 条 検討委員会は、一部事務組合関係部長並びに管理者が委嘱する 23 区清掃担当部長及び東京都環境局関係部長（以下「委員」という。）をもって構成する。

（任期）

第 4 条 委員の任期は、平成 30 年 4 月から平成 32 年 3 月末日までとする。ただし、人事異動がある場合は、原則として異動等の事由発生日の前日をもって満了とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残留期間とする。

（委員長）

第 5 条 検討委員会に委員長を置き、一部事務組合総務部長をもって充てる。

2 委員長は、必要に応じて検討委員会を招集し、会議を主宰する。

3 委員長に事故等があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第 6 条 検討委員会の会議は、原則として公開する。ただし、委員長が必要と認めるときは、この限りではない。

2 委員長は、他の委員と協議のうえ必要があると認めるときは、会議に学識経験者等の出席を求め、その意見を聞くことができる。

3 検討委員会は、特定事項について調査検討するために、ワーキンググループを設置する。

(ワーキンググループ)

第7条 前条第3項に規定するワーキンググループは、一部事務組合関係課長並びに委員長が指名する23区清掃担当課長及び東京都環境局関係課長をもって構成する。

2 ワーキンググループの座長は、一部事務組合総務部企画室長をもって充てる。

3 ワーキンググループは、座長が招集し、主宰する。

4 ワーキンググループは、特定事項について、その調査検討経過及び結果を適宜検討委員会に報告する。

5 ワーキンググループは、非公開とする。

(謝金等)

第8条 委員、第6条第2項に基づき出席する学識経験者等及びワーキンググループのメンバーに対しては、謝金又は旅費(以下「謝金等」という。)を支払うことができる。ただし、一部事務組合職員についてはこれを適用しない。

2 謝金等の額は、別に定める一般廃棄物処理基本計画改定検討委員会委員等の謝金等支払基準(平成21年3月18日付20清総企第417号副管理者決定)によることとする。

(庶務)

第9条 検討委員会の庶務は、総務部企画室において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めのない事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成21年3月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。